

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則 (同和对策課)

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則 (企業局総務課)
市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に
用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則
(市町村振興課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

- 一 鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。
- 二 この規則は、平成八年八月一日から施行することとした。

◇市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準

税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

一 次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。(第三条、第五条関係)

(一) 市村民税の所得割に係る基準税額

(二) 市町村たばこ税に係る基準税額

(三) 自動車取得税交付金に係る基準額

二 この規則は、公布の日から施行し、平成八年度分の普通交付税から適用することとした。

2 平成八年度に各市町村の基準財政収入額に加算する市村民税の所得割に係る額の算定に用いる額の算定方法を定めることとした。

規 則

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則をここに公布する。

平成八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成八年七月鳥取県条例第十五号)第七条第五項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第二条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第三条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第四条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 前二条の規定は、小委員会に準用する。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成八年八月一日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成八年七月鳥取県条例第十七号)の施行期日は、平成八年八月二日とする。

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十八号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「94.439円」を「99.747円」に、「0.996962771」を「0.998268241」に改め、同条の算式の符号B中「0.872」を「1.138」に改め、同条の算式の符号C中「平成5年度」を「平成6年度」に、「0.885」を「1.105」に改める。

第四条の算式中「1.4841」を「1.4866」に、「0.999748688」を「0.999775184」に改め、同条の算式の符号B中「1.0124」を「1.0083」に、「1.0037」を「0.9915」に改める。

第五条の算式中「1.000451776」を「1.000133997」に改め、同条の算式の符号B中「1.031」を「1.084」に、「0.975」を「1.008」に改める。

別表第一の表中「六・二〇八」を「三・六五七」に、「一・七二六」を「一・五〇三」に、「一・四一四」を「一・一六四」に、「一・〇八〇」を「一・〇三七」に、「一・〇

二三」を「一・〇〇九」に、「一・〇〇四」を「一・〇〇五」に、「一・〇〇三」を「一・〇〇一」に改める。

「一・〇〇四」に改める。

別表第二の表を次のように改める。

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇三八	〇・九五七	東郷町	一・〇二九	〇・六七〇
米子市	一・〇三八	〇・九二四	三朝町	一・〇一八	〇・六〇二
倉吉市	一・〇三八	〇・七八七	関金町	一・〇三八	〇・五三九
境港市	一・〇三四	〇・七八六	北条町	一・〇四一	〇・六三八
国府町	一・〇二七	〇・六九七	大栄町	一・〇五三	〇・七一四
岩美町	一・〇二一	〇・六二五	東伯町	一・〇一〇	〇・七〇四
福部村	一・〇二五	〇・五〇八	赤碕町	一・〇二六	〇・六四六
郡家町	一・〇二七	〇・七〇〇	西伯町	一・〇二一	〇・六五二
船岡町	一・〇三一	〇・六七〇	会見町	一・〇四七	〇・六七四
河原町	一・〇二二	〇・六六七	岸本町	一・〇五六	〇・七七七
八東町	一・〇〇七	〇・六五三	日吉津村	一・〇三〇	〇・八七二
若桜町	一・〇〇一	〇・六五四	淀江町	一・〇四二	〇・六九六
用瀬町	一・〇一四	〇・六四三	大山町	一・〇四四	〇・六四一
佐治村	一・〇〇〇	〇・五四六	名和町	一・〇三一	〇・六七四
智頭町	一・〇〇〇	〇・六三五	中山町	一・〇三〇	〇・六〇一
気高町	一・〇三二	〇・六一三	日南町	一・〇一六	〇・五六四

鹿野町	一・〇三〇	〇・六三二	日野町	一・〇一八	〇・六四七
青谷町	一・〇一八	〇・六一七	江府町	一・〇四三	〇・六二二
羽合町	一・〇二九	〇・六六二	溝口町	一・〇三〇	〇・六五八
泊村	一・〇三一	〇・五五七			

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の規定は、平成八年度分の普通交付税から適用する。

(市町村民税の所得割に係る特例加算額の算定に用いる額の算定方法)

2 市町村民税の所得割に係る普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)附則第十九条の五第二項第一号二の額は、知事が次の算式によって算定した額とする。

算式

$$[(99.747円 \times a) \times A - B + C + D] \times 0.731] \times 0.998854484$$

(99.747円×a) に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A 第3条の算式の符号Aに同じ。

B 第3条の算式の符号Bに同じ。

C 第3条の算式の符号Cに同じ。

D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得に係る当該年度の当初調定に係る税額として知事が調査した額

a 特別減税前の課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した附則別表に定める単位数補正率

附則別表

市町村名	単位額補正率	市町村名	単位額補正率
鳥取市	一・一七四	東郷町	〇・八四二
米子市	一・一三六	三朝町	〇・七六三
倉吉市	〇・九六九	関金町	〇・六九三
境港市	〇・九七八	北条町	〇・八〇四
国府町	〇・八八二	大栄町	〇・八九一
岩美町	〇・七九四	東伯町	〇・八七五
福部村	〇・六五九	赤碕町	〇・八一二
郡家町	〇・八八八	西伯町	〇・八三四
船岡町	〇・八三四	会見町	〇・八六〇
河原町	〇・八五二	岸本町	〇・九七三
八東町	〇・八二七	日吉津村	一・一〇〇
若桜町	〇・八一四	淀江町	〇・八八三
用瀬町	〇・八一三	大山町	〇・八二三
佐治村	〇・七〇〇	名和町	〇・八四七
智頭町	〇・八〇一	中山町	〇・七六九
気高町	〇・七八一	日南町	〇・七二三
鹿野町	〇・八〇〇	日野町	〇・八一五
青谷町	〇・七七八	江府町	〇・七九四
羽合町	〇・八三四	溝口町	〇・八二七
泊村	〇・七二四		

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】